令和７年９月 24 日
大阪市農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

大阪市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、下記の経営理念を基本とし、組合員・地域社会に貢献するため、質の高いサービス（金融・共済・購買等）を提供し、あらゆるニーズにお応えしております。

当組合では、この理念のもと、2017 年３月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、相互扶助を基本理念に、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じ、ゆたかで暮らしやすい地域社会を実現するため、当組合の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」の見直しを実施いたしました。

今後、本方針に基づく取組状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため、本方針を必要に応じて見直ししてまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、ＪＡ共済連）が、共同で事業運営しております。ＪＡ共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、ＪＡ共済連のホームページをご参照ください。
【原則６（注６、７）】

【大阪市農業協同組合の経営理念】

- 組合員・地域住民に愛され、親しまれ、信頼される JA を目指します。
- 地域農業の振興とゆたかで暮らしやすい地域社会の実現に努めます。
- 地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- 「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- 高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取組みます。

１．組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

（１）金融商品

① 組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準、当該商品を組成する投信運用会社におけるプロダクトガバナンスの実効性の確保状況等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできる商品を選定します。

商品組成会社、販売会社全体で組合員・利用者の最善の利益を実現するため、ＪＡバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を提供するなど、投信運用会社と情報連携を行い、必要に応じて当組合の提案活動の改善等に活かします。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

② 金融商品の選定にあたっては、次の観点から組合員・利用者の皆さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適性」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。

＜セレクトファンド選定基準＞

（ⅰ）長期投資

将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。（テーマ型ファンドでないこと）

（ⅱ）手数料

手数料が良心的な水準であること。

（ⅲ）運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

（ⅳ）将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。

（ⅴ）運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

（２）共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまが、日常生活をおくるうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えするため、最良の共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

２．組合員・利用者本位のご提案と情報提供

（１）信用事業の活動

① 組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、組合員・利用者の皆さまのリスク許容度を確認し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案いたします。
なお、販売にあたっては、商品の特性を踏まえ、組合員・利用者の属性・適合性を判断したうえで販売します。

② 組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施いたします。

③ 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

④ 組合員・利用者の皆さまが高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、組合員・利用者の皆さまの特性に応じ適切な対応を実施いたします。

⑤ 組合員・利用者の皆さまへの商品販売後も、金融市場の変動等に応じて、必要な情報提供を行う等適切なフォローアップを行います。

⑥ 組合員・利用者の皆さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、組合員・利用者の皆さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか検証しております。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

（２）共済の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまの暮らしのパートナーとして、加入目的・ライフプラン等を考慮のうえ、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、最良、最適な保障・サービスをご提案します。

② 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

③ 特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、理解度に合わせて、より丁寧に分かりやすくご説明したうえで意向確認を行い、ご契約時にはご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

④ なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

⑤ 各種手続きの実施にあたっては、日々の訪問活動等を通じた「組合員・利用者の皆さまとの対話」を行い、分かりやすいご説明を心がけることで、より安心いただけるアフターフォローを実施します。

【原則 2 本文および（注）、原則 4 本文、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

３．利益相反の適切な管理

（１）組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および（注）】

（２）金融商品の販売・推奨にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の利益と組合員・利用者の皆さまの利益が反する可能性とその対処について明確化します。

【原則 4 本文、原則 5 本文および（注 1～5）】

４．組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（１）組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の階層や役割に応じた継続的・定期的な研修・会議を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまから、愛され、親しまれ、信頼されるＪＡであるための職員育成を行うことで、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（２）組合員・利用者の皆さまへの適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、外部資格取得を推奨しています。【原則６（注 5)、原則７本文および（注)】

＜推奨する外部資格＞

・証券外務員１種（対象：全職員）
・内部管理責任者試験（対象：管理職全員）
・ＦＰ２級技能士（対象：全職員）

（３）また、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など)」を真摯に捉え、前向きに事業に反映するとともに、組合員・利用者の皆さまに対して、より強固な信頼関係の構築に努め、継続的に職員育成を行う態度を構築します。
【原則２本文および（注)、原則６（注 5)、原則７本文および(注)】

（４）業績の評価にあたっては、特定の商品の販売が他の商品の販売より高く評価されることはありません。また、「手数料収入への貢献度」ではなく、組合員・利用者のニーズに沿った商品販売・保障提案を行った結果としての「預かり資産残高」の他、「提案プロセス」を評価材料としております。
【原則７本文および（注)】

以 上

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年９月改訂）との対応を示しています。